

現在、大規模災害時モードで表示されています。

熊本県



Foreign language

音声読上げ

- くらし・環境
- 学び・子育て
- しごと・産業
- 県土づくり
- 観光・文化・国際
- 健康・福祉
- 県の紹介・県政

[ホーム](#) > [分類から探す](#) > [くらし・環境](#) > [税金・証紙・宝くじ等](#) > [自動車税事務所](#) > 災害による自動車税種別割・環境性能割の減免の手続きのご案内 [もっと見る \(全8件\)](#)

災害による自動車税種別割・環境性能割の減免の手続きのご案内

最終更新日：2020年7月16日 | 総務部 自動車税事務所 TEL：096-368-4020 FAX：096-368-2299 [✉ jidousvazei25@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:jidousvazei25@pref.kumamoto.lg.jp)

災害による自動車税種別割・環境性能割の減免の手続きのご案内

災害により大きな被害を受けられた方には、税金を免除したり、申告、申請、納付等の期限を延ばしたりする制度があります。

被害を受けた日又は賦課処分を知った日から2月以内（自動車税環境性能割は申告納付期限から2月以内）に申請する必要があります。ただし、「特別な事情」がある場合は、この限りではありません。

	減免の対象	減免の内容	必要書類
自動車税種別割	○被害を受けた自動車に係る被災年度の自動車税の種別割	○自動車が使用不能の場合 ➔ 全額免除 ○被害額が自動車の被災前の価額の1/2以上の場合 ➔ 税額の1/2相当額を軽減 ※自動車の被災前の価額が税額に満たないときの例外があります。 ※損害（被害）額は、保険金等で補てんされる額を除きます。	①災害減免申請書（押印が必要） ②「罹災証明書」又は「被災証明書」（市町村長又は所管官公署長発行） ③被災自動車の被災後の写真（車のナンバーが写っているもの。写真がない場合は理由書が必要） ④使用不能の場合は、永久抹消登録証明書（やむを得ず一時抹消の場合は申立書も必要。抹消できず解体した場合は解体に係る証明書（使用済自動車引取証明書）が必要） ⑤修理の場合は、修理工場の領収書又は請求書 ⑥修理の場合は、保険金等の補てんがあった場合その補てん金額を証する書類
(軽)自動車税環境性能割	○災害により自動車が滅失又は損壊した者が代替する自動車を取得した場合の自動車税又は軽自動車税の環境性能割	○災害により滅失又は損壊した自動車の所有者等が、被災自動車を抹消登録し、被災自動車が被害にあった日から6月以内に被災自動車に代わる自動車を取得した場合の自動車税又は軽自動車税の環境性能割 ➔ 全額免除	①災害減免申請書（押印が必要） ②「罹災証明書」又は「被災証明書」（市町村長又は所管官公署長発行） ③被災自動車の被災後の写真（車のナンバーが写っているもの。写真がない場合は理由書が必要） ④被災自動車の抹消登録が確認できる書類 ⑤取得した自動車の自動車検査証

※使用不能：災害により被害を受けた自動車が滅失又は損壊したこと。

※滅失：修理することが物理的に不可能であること。

※損壊：被災自動車の時価（被災直前の中古車価格）よりも修理費の方が高額になるなど、経済的に修理が不可能な場合、または、フレーム等車体の本質的構造部分に重大な損傷が生じたことが客観的に認められ、買換えが社会通念上相当と認められるもの。

Q&A

申請前に必ずご確認ください。

[自動車税 種別割 災害減免 Q&A \(PDF: 211.5キロバイト\)](#)

[\(軽\)自動車税 環境性能割 災害減免 \(PDF: 195.4キロバイト\)](#)

申請に必要な書類

自動車税 種別割

- [\[PDF\] 災害減免申請書（種別割）（ワード：39.5キロバイト）](#)
- [\[PDF\] 【様式1】 申立書（種別割）（ワード：29キロバイト）](#)
- [\[PDF\] 【様式2】 理由書（種別割）（ワード：29.5キロバイト）](#)
- [\[PDF\] 【様式3】 被災現認書（種別割）（ワード：32.5キロバイト）](#)
- [\[PDF\] 【様式4】 被災現認書（勤務先等）（種別割）（ワード：32.5キロバイト）](#)
- [\[PDF\] 【様式5】 解体、抹消できない理由（種別割）（ワード：28.5キロバイト）](#)

（軽）自動車税 環境性能割

- [\[Excel\] 災害減免申請書（環境性能割）（エクセル：19.5キロバイト）](#)
- [\[PDF\] 【様式1】 申立書（環境性能割）（ワード：29キロバイト）](#)
- [\[PDF\] 【様式2-2】 理由書兼被災現認書（環境性能割）（ワード：22.6キロバイト）](#)
- [\[PDF\] 【様式3-2】 被災現認書（環境性能割）（ワード：17.4キロバイト）](#)
- [\[PDF\] 【様式4-2】 被災現認書（勤務先等）（環境性能割）（ワード：17.2キロバイト）](#)
- [\[PDF\] 【様式5】 解体、抹消できない理由（環境性能割）（ワード：28.5キロバイト）](#)

お問い合わせ先

自動車税 種別割については、お住まいの地域の広域本部または自動車税事務所へ
 自動車税及び軽自動車税 環境性能割については、自動車税事務所へお問い合わせください。

お住まいの地域	相談先	電話番号	所在地
県下全市町村	自動車税事務所 減免担当	096-368-4020	〒862-0901 熊本市東区東町4丁目14-37
熊本市、宇土市、宇城市、下益城郡、上益城郡	県央広域本部 課税第一課	096-333-3200	〒862-8571 熊本市中央区水前寺6丁目18-1
菊池郡市、合志市、阿蘇郡市、山鹿市、玉名郡市	県北広域本部 課税課	0968-25-4124	〒861-1331 菊池市隈府1272-10
八代郡市、水俣市、葦北郡、人吉市、球磨郡	県南広域本部 課税課	0965-33-3180	〒866-8555 八代市西片町1660
天草郡市、上天草市	天草広域本部 税務課	0969-22-4239	〒863-0013 天草市今釜新町3530

※軽自動車税種別割については、お住まいの市町村へお問い合わせください。

抹消登録等の手続きについては、次の連絡先にお問い合わせください。

車の種類	相談先	電話番号	所在地
登録車（普通車・小型車）	熊本運輸支局	050-5540-2086	〒862-0901 熊本市東区東町4丁目14-35
軽自動車	軽自動車検査協会	050-3816-1758	〒862-0902 熊本市東区東本町16-3

総務部 自動車税事務所

このページに関する
お問い合わせは

電話：096-368-4020
 ファックス：096-368-2299
[✉ jidouyazzei25@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:jidouyazzei25@pref.kumamoto.lg.jp)

(ID:34509)



※資料としてPDFファイルが添付されている場合は、Adobe Acrobat(R)が必要です。
 PDF書類をご覧になる場合は、Adobe Readerが必要です。正しく表示されない場合、最新バージョンをご利用ください。

[ページの先頭へ](#)

熊本県庁 〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 Tel:096-383-1111（代表）